

ISO/TMB/WG SR
社会的責任

ISO/TMB/WG SR 第 2 回会合決議原案(タイ・バンコク、2005 年 09 月 26 30 日)

注意: 決議は採択された決定を反映し、本 WG の今後の作業又は主要な決定に影響を及ぼすものである。それ以外の決定事項は、すべて議事録に反映される。

決議 1

ISO/TMB/WG SR は、文書 N 38 に列挙されたすべての関連する意見について合意を形成し、規格設計仕様書原案(N 31)に反映する目的で、「規格設計仕様書への意見に関するアドホックグループ」を設置する。

決議 2

ISO/TMB/WG SR は、「規格設計仕様書(原案)への意見に関するアドホックグループ」のリーダーシップを次のように任命する。

議長:

- Michael Chiam、産業界
- Adam Greene、産業界
- Emily Sims、ILO
- Thomas Thomas、労働

事務局:

- Adriana Alonso、その他
- Halina Ward、NGO

決議 3

ISO/TMB/WG SR は、次に示す目的で「規格設計仕様書(原案)の原案作成に関するアドホックグループ」を設置する。

- 「規格設計仕様書(原案)への意見に関するアドホックグループ」による決定事項を規格設計仕様書原案の改訂版に盛り込む。
- 規格設計仕様書原案の改訂版を WG 総会での承認を得るために提出する。

決議 4

ISO/TMB/WG SR は、「規格設計仕様書の原案作成に関するアドホックグループ」のメンバーを次のように合意した。

- 個々のステークホルダーカテゴリーグループから選出推薦された 2 名ずつの代表(合計 12 名)
- 「規格設計仕様書(原案)への意見に関するアドホックグループ」のリーダーシップから選出された 2 名の代表(リーダーシップ自身による推薦)
- WG リーダーシップからの代表 1 名

- 暫定プロジェクトの編集者

「規格設計仕様書の原案作成に関するアドホックグループ」のリーダーシップは、「規格設計仕様書の原案作成に関するアドホックグループ」内で決定されることになっている。

決議 5

ISO/TMB/WG SR は、暫定タスクグループ 4、5、6 を解散し、それぞれの議長、事務局、参加者に感謝の意を表す。作成された課題報告書原案 (N 21、N 28、N 29) 及び提出された意見 (N 35、N 36、N 37) は、ISO/TMB/WG SR が新たに設置する適切な規格作成タスクグループに移管される。

決議 6

ISO/TMB/WG SR は ISO 中央事務局と技術管理評議会 (TMB) に対し、サルバドールにおける WG 会議の決議 5 で表明したように、TG 1 のタスクを完遂するため、必要な資源を割り当て、TG 1 と緊密に連携することを要求する。

決議 7

ISO/TMB/WG SR は、所属するステークホルダーグループを通じて活動している WG 専門家及びオブザーバーに対し、これまでの ISO SR プロセスから漏れている主要な組織又はグループを特定し、その関与を保証する仕組みを、TG 2 の協力の下に TG 1 に提案することを要求する。

決議 8

ISO/TMB/WG SR は、ISO SR の策定を支援している各国政府に特に感謝の意を表し、ISO 中央事務局に対し、適切なチャネルを通じて他の各国政府にも、たとえば各国標準化機関、各国ミラー委員会、D リエゾン機関への支援など、財政的貢献を通じた ISO SR への支援を求めよう呼び掛けるものである。

決議 9

ISO/TMB/WG SR は、TG 2 の委任事項を次のように改訂することを決議する。

TG 2 の委任事項

- 透明性及び公開性を確保する為に WG の情報を提供すること
- ISO と ISO/SR 活動の情報を普及させる為の支援ツール (FAQ、プレゼンテーション資料、ちらし、小冊子等) の開発
- コミュニケーションに関して他の TG のニーズを満たすこと
- WG の取り組みについて戦略的推進活動とコミュニケーションを実施するための計画の策定
- アウトプットを承認するための基準を、必要に応じて改善し策定する
- TG2 の成果を監視し評価する

決議 10

ISO/TMB/WG SR は、ISO/TMB/WG SR/TG 2/N 26 に詳細に記載された作業計画を、TG 2 が推進するよう奨励する。

決議 11

ISO/TMB/WG SR は、TG 3 が WG 内部手続きに関する一般的なアプローチで合意したことに特に言及する。これを通じて TG 3 議長は、TG 3 内部における合意の確認を通信によって求めることになる。

決議 12

ISO/TMB/WG SR は、TG 3 での総意によって採択された運用手続きは、CAG と協議を行う WG 議長の裁量下に置き、WG の対応が [採択又は却下と] 決定するまでは暫定措置として扱われることを決議する。

決議 13

ISO/TMB/WG SR は次の項目を決議する。

- TG 3 は、作業セッションへのメディアの参加に関する運用手続きを策定する独占権限を有する。
- TG 3 は、上記又は他のいかなる運用手続きにおいても、実施機関として行動する権限を有しない。
- TG 3 は、手続きに関する最新版の原案を、1 か月の意見受付期間を設定して TG 2 のすべての専門家に回覧する。
- この運用手続きに特に関心があるすべての WG 専門家は、TG 3 に登録するものとする。
- TG 2 及び TG 3 議長は、この問題については引き続き今後も緊密な調整が確実に行なわれるようにする。

決議 14 - 削除

決議 15

ISO/TMB/WG SR は、N 46 に示された TG リーダーシップの選任プロセスを採択する。

決議 16

ISO/TMB/WG SR は、N 47 に示された CAG 代理代表選任及び CAG メンバー交代の運用手続きを採択する。

決議 17

ISO/TMB/WG SR は、N 48, rev1 に規定された「ステークホルダーカテゴリーの定義」を採択する。

決議 18

ISO/TMB/WG SR は、SR 標準化プロセス内のミラー委員会に属する専門家、オブザーバー、メンバーの分類をさらに首尾一貫したものに改善するためのツールとして、WG 事務局が「ステークホルダーカテゴリーの定義」(N 48, rev1)を、WG SR に専門家又はオブザーバーを派遣している各国標準化機関

及びDリエゾン機関に回付することを決議する。

決議 19

ISO/TMB/WG SR は、ISO 26000 の策定に関し、N 49 で規定された規格設計仕様書を採択する。

決議 20

ISO/TMB/WG SR は、タスクグループ 4(TG 4)を設置することで合意する。

名称: 適用範囲、SR の文脈及び SR の原則

委任事項:

- a) 採択された規格設計仕様書に従い、次の条項の原案を作成する。
 - 1. 適用範囲
 - 4. すべての組織が活動する SR の背景
 - 5. 組織に関係する SR の原則
- b) 受理した意見に鑑みて原案を改訂及び再検討する。

決議 21

ISO/TMB/WG SR は、タスクグループ 5(TG 5)を設置することで合意する。

名称: 核となる SR の主題・課題に関するガイダンス

委任事項:

- a) 採択された規格設計仕様書に従い、以下の条項の原案を作成する。
 - 6. 核となる SR の主題・課題に関するガイダンス
- b) 受理した意見に鑑みて原案を改訂及び再検討する。

決議 22

ISO/TMB/WG SR は、タスクグループ 6(TG 6)を設置することで合意する。

名称: SR の実施に関する組織へのガイダンス

委任事項:

- a) 採択された規格設計仕様書に従い、以下の条項の原案を作成する。
 - 7. SR の実施に関する組織へのガイダンス
- b) 受理した意見に鑑みて原案を改訂及び再検討する。

決議 23

ISO/TMB/WG SR は、規格設計仕様書の条項 0、2、3、8 及び参考文献(の原案作成)を現時点では割り当てないことで合意する。これらの条項については、TG 4-6 が作業の過程で関連する内容を策定すること承認する。また、TG 4 が社会的責任(Social Responsibility、SR)という用語を定義することを承認する。

決議 24

ISO/TMB/WG SR は TG 4、TG 5、TG 6 に対し、これらグループの 2 つ以上で対応すべき問題について調整するための連絡代表者を指名するよう要求する。

決議 25

ISO/TMB/WG SR は、「規格設計仕様書への意見に関するアドホックグループ」を解散し、今週中の尽力に対して議長、事務局、参加者に感謝の意を表す。

決議 26

ISO/TMB/WG SR は、「規格設計仕様書の原案作成に関するアドホックグループ」を解散し、今週中の尽力に対して全参加者に感謝の意を表す。

決議 27

ISO/TMB/WG SR は、編集委員会における次に示す構成について合意する。

- プロジェクト編集者(議長)1名
- 規格策定 TG の議長及び/又は事務局長(TG 4 - TG 6)。各 TG リーダーシップから最大2名の個人
- 各ステークホルダーグループから推薦され、関連言語能力と ISO 専門業務用指針に関する知識を有する専門家1名(合計6名)
- WG SR リーダーシップからの代表1名
- ILO からの代表1名
- 公用語(フランス語)の専門家1名
- 非公用語について設置される各翻訳タスクフォースからの代表1名

決議 28

ISO/TMB/WG SR は、N 44 に提示されたプロジェクト計画原案を採択する。

決議 29

ISO/TMB/WG SR は、ISO/TC 207(環境マネジメント)との内部リエゾンを確認する。

決議 30

ISO/TMB/WG SR は、本 WG の第3回会合をリスボンで主催するとの申し出に対し、ポルトガル代表に感謝の意を表す。ISO/TMB/WG SR は WG の議長及び事務局に対し、IPQ と協力して、次回会合の日時及び場所を選定し、早急に WG(メンバー)に通知するよう要求する。

決議 31

ISO/TMB/WG SR は WG の議長及び事務局に対し、CAG と協議のうえ、WG の今後の会合に関するホスト国、日時、場所を調査及び決定し、何らかの合意に達した場合には早急に WG に通知するよう要求する。

決議 32

ISO/TMB/WG SR は、WG の第2回会合全体を通じての多大な尽力に対し、WG の議長及び事務局各位に感謝の意を表す。

決議 33

ISO/TMB/WG SR は、この第 2 回会合における温かな歓迎とすばらしい準備に対し、TISI と JISC に感謝の意を表す。

決議 34

ISO/TMB/WG SR は、次に示す目的でフランス語圏タスクフォース (FTF) の設置に合意する。

- ISO/TMB/WG SR に参加する専門家、オブザーバー及び連絡機関の間におけるフランス語での意見交換を許可/促進する
- フランス語圏の専門家及びオブザーバーの ISO/TMB/WG SR への効率的な参加に不可欠であるとメンバーが考える作業文書のフランス語への翻訳を提案する
- ISO/TMB/WG SR の活動に関する情報を、専用ネットワークを通じてフランス語圏の国と地域に提供する

注意: DIS 及び FDIS の段階にある規格原案のフランス語への翻訳は、AFNOR の責任である。